

令和7年度から宇城市全域

盛り土などの行為には許可・届け出が必要です

☎ 都市整備課 32-1694

⚠ 注意 ⚠

農地などの土地を業者に貸し出し、業者が無許可、危険な盛り土を行った場合は、業者だけでなく、土地所有者なども責任を問われます。



都市整備課 中山紗綾 主事

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生したことを受け、令和5年5月に「盛土規制法」が制定されました。

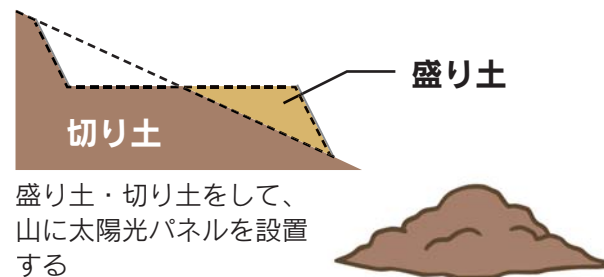
☑ check

盛土規制法によるルール

- ☑ 2種類の規制区域を熊本県が指定します。
- ☑ 規制区域内で一定規模以上の盛り土などを行う場合には、許可・届け出が必要となります。
- ☑ 許可を受けるためには、法定の安全基準を満たす必要があります。
- ☑ 規制区域内の盛り土などが行われている土地では、土地所有者などが、常に安全な状態を維持する責務があります。

Q2. どのような行為が対象になりますか

一定規模以上の盛り土・切り土や、一時的な土石の堆積が対象になります。



農地を土砂の一時的な保管場所として貸し出し、土砂を置く

【問い合わせ先】
県土木部建築住宅局建築課
盛土対策・宅地指導班
☎ 096-333-2542

詳しくはこちら



Q1. 規制区域とは何ですか

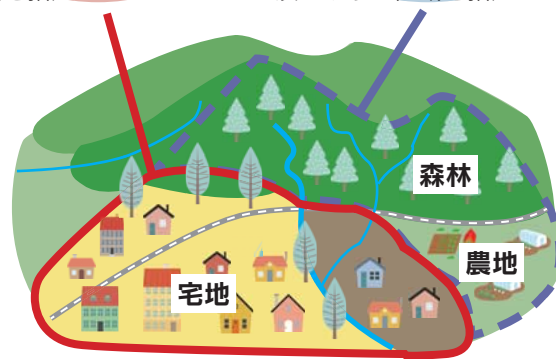
盛り土などの災害から、人命を守るために指定される区域です。「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類があります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺の盛り土などが行われれば人家などに危害を及ぼしうる区域を指定

特定盛土等規制区域

市街地などから離れているが、地形などの条件から盛り土などが行われれば人家などに危害を及ぼしうる区域を指定



※規制区域などの詳しい情報は12月号でお知らせ予定

うきから あなたから 情報発信。みんなでつながろう。

ウキカラ⑨

市長 雑記帳



7月26日、三角防災拠点センターで開催された「三角町高齢者学級・女性学級合同研修会」で、市政についての講演を行いました。

この講演は、市の現状を私が直接伝えることで市政をより身近に感じ、理解と関心を深めていただければと、三角町の学級長からの要望で実施されており、就任時から講師を務めています。

講演では市の人口予測から見えてくる課題、市民サービス向上のための取り組みを最新の動向などを交えて話し、受講された皆さんからの率直なご意見も伺うことができました。

これからも「住み続けたい」と思うまちを目指して取り組んでいきます。

市内の情報をお届けしています



今月の表紙



7月31日に行われた松橋神社夏季大祭での子どもみこし。児童会のメンバーはにぎやかな掛け声とともに街を練り歩き、沿道からは温かな声援が送られていました。

2	目次／8月1日現在の人のうごき／市長雑記帳／市内の情報をお届けしています
3	盛り土などの行為には許可・届け出が必要です
4	災害への備え できていますか？
6	知っていますか？ 成年後見制度
8	まちのわだい TOPICS
10	宇輝人
12	かしこくみんなの年金学／消費者トラブル注意報／郷の記憶をたどる／パートナーシップ通信／みんなで学ぼうじんけん
14	現在進行形の宇城市を知る THE UKI NEWSLETTER
16	あなたのくらしにピタッと 月刊 宇城通信
22	おでかけガイド
24	不知火美術館・図書館
26	みんなのひろば 地域の魅力再発見／芸をつなぐ／＃投稿／＃読者の声／編集局から
28	uki_smile

8月1日現在の人のうごき

総人口 56,563人 男 27,161人／女 29,402人
(うち外国人) 男 491人／女 458人

前月比 -36 男 -28／女 -8
(うち外国人) 男 +3／女 +12

まちごと	前月比
三角	6,349人 -21
不知火	8,138人 +3
松橋	25,834人 -38
小川	12,504人 +24
豊野	3,738人 -4

出生 30人 死亡 82人
転入 138人 転出 122人

世帯数 25,337世帯 前月比 +10

